

## 船舶インシデント調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年8月9日 14時00分頃
発生場所	山口県萩市見島北西方沖 見島北灯台から真方位315° 3.0海里付近 (概位 北緯34° 50.0′ 東経131° 05.3′)
インシデントの概要	漁船 <sup>あおい</sup> 葵丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年11月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 葵丸、6.6トン SN2-2976（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力302.00kW、回転数毎分2,616、6気筒、ボア110mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成6年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、回航の目的で航行中、主機操縦装置の冷却清水高温ランプが点灯した。</p> <p>船長は、主機の操縦レバーを中立として冷却清水の温度を確認したところ、ふだん約70℃のところ約100℃と高かったので、主機の点検を開始した。</p> <p>船長は、冷却海水ポンプ駆動装置のケースカバーを開けた際、ゴム製Vベルト（以下「本件ベルト」という。）が破断していて、冷却海水ポンプを駆動できなくなっている状態を認めた。</p> <p>船長は、本船が運航不能となったと判断して主機を停止し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によって萩市見島漁港にえい航された。</p> <p>機関整備業者は、後日、破断した本件ベルトを新替えしたところ、主機が正常に運転できることを確認し、本件ベルトが経年劣化によって硬化し、ひび割れが多数生じていたのを確認した。</p> <p>船長は、令和7年7月頃に本船を中古で購入し、本インシデント当日が初めての本船の運航であった。</p> <p>船長は、本インシデント当日、出航前に主機から異音等がないこと</p>

	<p>は確認したが、本件ベルトの点検を行っていなかった。</p> <p>船長は、本船購入時、中古船舶販売業者にオイル交換等の保守点検を依頼したので、本件ベルトの点検も行われていると思っていたが、同販売業者は本件ベルトを点検していなかったことを後日知った。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、航行中、本件ベルトが経年劣化によって破断したことから、主機の冷却海水ポンプを駆動できなくなり、主機の冷却清水が高温となって主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船を令和7年7月頃に中古で購入した際、中古船舶販売業者に保守点検を依頼していたことから、出航前に本件ベルトを点検しておらず、本件ベルトが経年劣化していたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、船長が、本件ベルトの状態を点検しなかったため、本件ベルトが経年劣化していたことに気付かず、本船が航行中、本件ベルトが破断して冷却海水ポンプを駆動できなくなり、主機の冷却清水が高温となったことにより発生したものと考えられる。</p> <p>船長が、出航前に本件ベルトの状態を点検しなかったのは、本インシデント当日が本船を中古で購入後初めての運航であり、購入時に保守点検を依頼していた販売業者が本件ベルトも点検していると思っていたことによるものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中古の船舶を購入した船長は、購入前の使用状況や整備状況を確認し、船体や機関等について必要な点検を全て実施してから航行を開始すること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、主機冷却水システムを定期的に点検し、劣化しているものは早めに交換するほか、Vベルトなどの消耗品は運転時間又は経過期間に応じて交換すること。</li> </ul>